

平成 25 年第 1 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平 24. 11. 27
件 名	生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書提出について（1 項、2 項）		
結 果	平成 25. 3. 19 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、1 項＝生活保護の老齢加算を復活すること。2 項＝生活保護基準の引き下げはしないこと。以上の点について、関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、国の対応状況等について伺ったところ、1 項＝老齢加算については、70 歳以上の者等を対象に昭和 35 年 4 月に創設され、平成 15 年度の基準では、本市の 70 歳以上の在宅者については、1 人当たり月額 16,680 円が支給されていたが、16 年度から段階的な減額措置がとられ、18 年度に廃止されている。なお、老齢加算に関しては、各地で訴訟が提起され、現在審理中のものもあるが、東京の訴訟では最高裁において、「老齢加算の廃止を内容とする生活保護法による保護の基準の改定は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱、またはその濫用があるとはいえず、同法第 3 条又は第 8 条第 2 項の規定に違反しない」との判決が下され原告敗訴が確定している。また、国においては、現段階で老齢加算の復活についての動きはないところである。</p> <p>2 項＝生活保護基準については、厚生労働省が社会保障審議会に生活保護基準部会を設置し、21 年の全国消費実態調査の特別集計等のデータを基に生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等について、専門的かつ客観的に評価・検証を行い、25 年 1 月 18 日に検証結果の報告書が公表された。また、新聞報道等によると政府は同月 29 日に 25 年度予算案を閣議決定しており、同年 8 月から 3 年間かけて生活扶助基準額の世帯平均 6.5%の引き下げ及び期末一時扶助の見直しによる減額を行うとのことである。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「調査を要請したことから継続審査としたい。」という意見や「本件については結論を出したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、1 項については、「判例では、老齢加算の廃止に関しては、裁量権の逸脱、濫用には当たらないということであるが、同加算の持つ意味を考えた場合、同加算を復活していただきたいことから、本件については採択したい。」という意見や「審査の中で老齢加算の廃止に関する判例等が示され、1 つの判断基準になると思われることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p> <p>2 項については、「生活保護基準の引き下げに至る前に不正受給や貧困ビジネス、あるいは先般報道さ</p>			

れた行政がらみの事件等の根絶、さらには、生活保護受給者をこれ以上増やさないための就労対策の充実といった施策を重点的に行っていくべきであり、その結果として生活保護基準をどうするか考えなければならない。また、生活保護の水準が、国の調査資料では一般消費者と比較すると高いとされているが、現下の経済不況の中で生活保護受給者が一般消費者よりも恵まれていると判断できるのかということも難しい問題であると思料されることから、本件については採択したい。」という意見や「審査の中でも明らかになったが、政府は既に 25 年度予算案を閣議決定しており、また、生活保護基準の引き下げに係る対応策等の検討に入ると聞いていることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。